

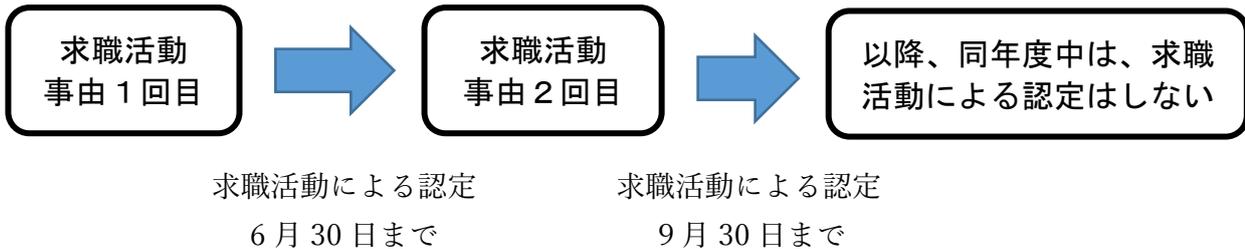
令和6年度支給認定等の取り扱い変更について

支給認定事由「求職活動」の取り扱い

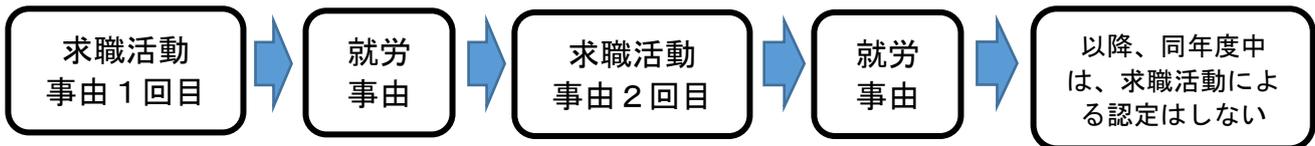
5月以降の途中入所において、3歳未満児に待機児童が発生する状況であるため、求職活動事由による認定回数について、制限を設けることとする。

同年度において3歳未満児については、求職活動事由による認定は2回までとする。

(例1) 4月入所で求職活動事由が続く場合



(例2) 求職活動事由から就労事由を繰り返す場合



支給認定事由「就労（自業経営届）」の取り扱い

自営業従事者・事業の専従者について、認定を厳格化するため、事業の実施状況を確認する。事業経営届に加えて、事業主の税関係の届出書類等の提出を求めることとする。

●税関係の届出書類等の例（コピーでよい）

- ・ 個人事業の開業届
- ・ 所得税、消費税の確定申告書
- ・ 青色申告承認申請書
- ・ 市県民税申告書 等

※収入額や税額は不要なため、提出時には見えないように加工して提出も可。

※上記以外でも、事業の実施確認ができる書類でも可。

●参考

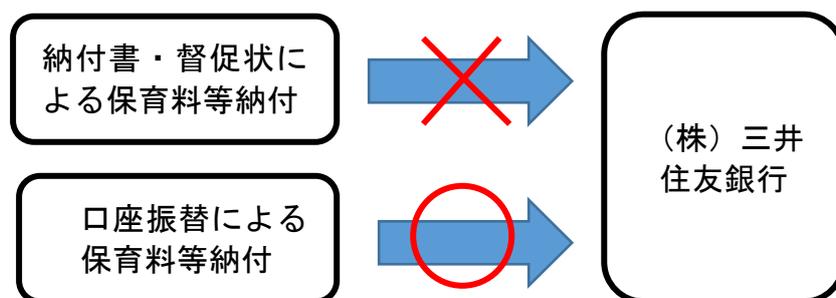
- ・ 雇用主が親族（三親等内）個人であれば、自営業従事者・親族事業の専従者となる。
- ・ 雇用主が親族経営の株式会社・有限会社等の法人格の場合は、外勤者の取扱い。

（この場合は、提出書類が勤務（内定）証明書となるため、税関係の届出書類等は不要）

淡路市発行の納付書・督促状の（株）三井住友銀行の取り扱い

（株）三井住友銀行の各支店窓口において、淡路市発行の納付書・督促状で保育料・副食費・延長保育料の納付ができなくなります。

口座振替は、変更がありませんので引き続き利用が可能です。

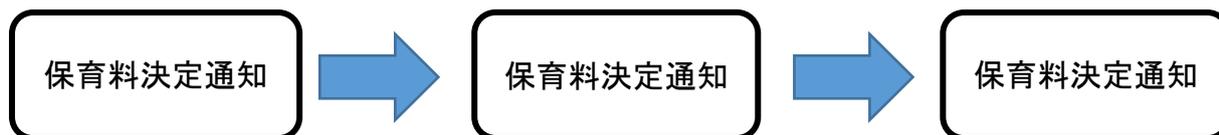


保育料無償のお知らせ通知の取り扱い

4月および9月の保育料・副食費見直し時点において、3歳以上児についても保育料無償のお知らせを通知しておりましたが、3歳以上児は卒園するまで保育料無償となるため、一度、保育料無償のお知らせ通知後は以降発行しないこととします。

● 0～2歳児の場合

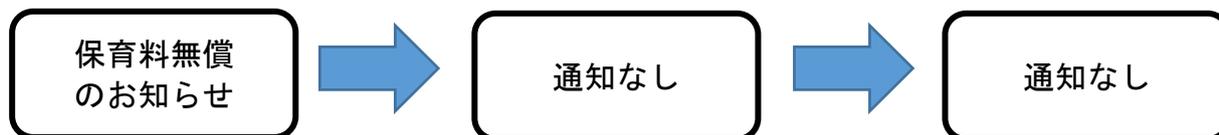
4月時点（入園時点）



※保育料額0円の場合は、保育料無償のお知らせにより通知します。

● 3歳児以上の場合

4月時点（入園時点）



※副食費の徴収免除は見直し時点で、対象となる場合のみ通知します。

4月時点で副食費徴収免除の通知があった場合、4月～8月まで副食費免除

9月時点で副食費徴収免除の通知があった場合、9月～3月まで副食費免除